

戸田市教育委員会会議録			
招集期日	令和4年11月17日(木)		
場所	戸田市役所 教育委員室		
開会	11月17日 午前 9時45分		
閉会	11月17日 午前 11時50分		
教育長	戸ヶ崎 勤		
教育長・ 委員 出席 状況	戸ヶ崎 勤	出席	
	仙波 憲一	出席	
	木村 雅文	出席	
	長道 修	出席	
	浜田 美咲	出席	
説明員 (出席者)	山上教育部長、川和田次長、横田次長兼教育政策室長、		
	金澤教育総務課長、大森学務課長、田野教育政策室担当課長、		
	嶋田学校給食課長、鎌田生涯学習課長、高屋生涯学習課長		
書記	教育総務課総務担当 鎌田副主幹、金田		
傍聴人	5名		

会議の経過及び結果

教育長

中央教育審議会は、令和3年3月、文部科学大臣から「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について」諮問されたことを受け、「『令和の日本型学校教育』を担う教師の在り方特別部会」を設置しました。諮問においては、①教師に求められる資質能力の再定義、②多様な専門性を有する質の高い教職員集団の在り方、③教員免許の在り方・教員免許更新制の抜本的な見直し、④教員養成大学・学部、教職大学院の機能強化・高度化、⑤教師を支える環境整備、の5点が検討項目に挙げられました。

私も末席に加わり、1年8ヶ月に渡り熱い議論を交わした答申素案、「『新たな教師の学びの姿』の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成」が10月28日に公表されました。その素案の「はじめに」に次のような記載があります。

学校教育の成否は、教師の力に大きく依存していることは言うまでもない。今後、「令和の日本型学校教育」を実現できるかどうか、時代の変化に応じた高い資質能力を身に付けた教師の安定的な確保と、教師のライフサイクルの変化も踏まえ一人一人が生き生きと活躍できる環境の整備にかかっている。同時に、一人一人の教師の力だけで学校現場が抱える多くの課題を解決することは困難である。校長をはじめとする学校管理職のリーダーシップの下で、多様な専門性を有する質の高い教職員集団を形成し、組織の力で一人一人の児童生徒等に向き合っていく、そして国及び地方自治体が支える、という姿の実現を期待するものである。現在の学校は、ICTを活用した個別最適な学びと協働的な学びの推進、多様なニーズを抱えた子供への対応などに加え、各校独自の様々な課題はもちろん、継続したコロナ感染への対応、働き方改革、さらには、今後は部活動の地域移行など、様々な対応を着実に熟していかなければなりません。

教員免許更新制も発展的に解消された今、「学び続ける者のみ教える資格がある」と昔から言われているように、新たな教師の学びは必

	<p>要です。と同時に学ぶ時間と精神的な「余白」も必要です。</p> <p>旧制四高や京大で教鞭をとった哲学者の西田幾多郎の有名な言葉があります。「回顧すれば、私の生涯は極めて簡単なものであった。その前半は黒板を前にして坐した、その後半は黒板を後にして立った。黒板に向って一回転をなしたといえ、それで私の伝記は尽きるのである。」私はこの言葉を目にしたとき、なにも足さない、なにも引かない、そんな究極の表現に感動した覚えがあります。簡潔にして気の利いた総括に、人生かくあれかしと共感する人は多いと思います。この言葉が、教員募集の惹句として使われ、西田博士のように総括できる教員生活を送れるなら、本人のみならず教え子の幸せだろうと思います。</p>
教育長	<p>それでは、ただ今から、令和4年第11回戸田市教育委員会定例会を開会いたします。初めに、前回の会議録の承認ですが、事前に会議録の内容を見ていただいておりますので、御異議がないようでしたら承認ということでよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>了承</p>
教育長	<p>それでは、会議録に御署名をお願いします。</p>
各委員	<p>署名</p>
教育長	<p>次に、秘密会となる案件につきましてお諮りいたします。次の案件については、人事案件等となりますので、秘密会で行うこととしてよろしいかお諮りいたします。</p> <p>報告事項 ② 戸田市学校運営協議会の委員の辞任等について</p> <p>報告事項 ③ 教職員事故について</p> <p>議案第32号 戸田市立学校給食センター条例施行規則及び戸田市立学校給食センター運営委員会規則の一部を改正する規則（案）について</p>
各委員	<p>異議なし</p>

<p>教 育 長</p>	<p>それでは「報告事項②、③、議案第32号」は、秘密会とすることに決定いたしました。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>はじめに、「教育委員提案」について御報告いたします。以前の教育委員会にて委員より御質問のあった件について報告がございます。</p> <p>① 「教師不足」に対する今後の展望について</p> <p>② いじめを起こさないための学校づくりについて</p> <p>それでは木村委員から御提案のありました「教育委員提案①「教師不足」に対する今後の展望について」事務局より説明願います。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>それでは、木村委員から提案のありました「教師不足に対する今後の展望について」、説明いたします。</p> <p>2ページを御覧ください。はじめに「教師不足」の現状についてです。</p> <p>まず、どのような状態を「教師不足」というのかということですが、文部科学省が令和3年度に実施した「教師不足」に関する実態調査において、臨時的任用教員等の講師の確保ができず、実際に学校に配置されている教師の数が、各都道府県・指定都市等の教育委員会において学校に配置することとしている配当数を満たしておらず欠員が生じる状態、と定義しています。</p> <p>この調査結果の概要を一部申し上げますと、令和3年度始業日時点の小・中学校の「教師不足」人数は 合計2,086人、令和3年5月1日時点では1,701人、小学校で、学級担任がいないという状況を避けるため、担任ではない職務の教師が担任を代替しているケースは474件、中学校で、当該教科の必要な授業を行えていない例は、令和3年5月1日時点で16校あったと公表されています。</p> <p>3ページを御覧ください。続いて、教師不足の要因ですが、先ほど申し上げました調査と同時に行われたアンケート結果では、産休・育休者数の増加、病休者数の増加、特別支援学級数の増加、採用者数の増加が挙げられており、本市も同様の状況との認識です。</p> <p>また、労働条件や教職へのイメージの低下からか、教員採用選考試</p>

験の倍率は低下しており、今年度実施された埼玉県教員採用選考では小学校で2倍を切っています。

4ページを御覧ください。本市の具体的な教師不足の状況を申し上げますと令和4年11月1日現在、小学校では、病代1名、産代2名、加配2名、計5名、中学校では、病代1名、産代1名、計2名が不足している状況です。

「教師不足」の要因は先ほど述べたとおりですが、本市の状況についてもう少しお話しいたします。

本市の小中学校で臨時的任用教員をするには、まず県教育局南部教育事務所に登録する必要があります。南部管内の市町の教育委員会は、その登録者と連絡を取り面接を行います。ニーズが合えば手続きを行い学校に配置する、簡単に申し上げますとそのような形になります。先ほど、11月現在、教師不足である旨、お伝えしましたが、なかなか臨任を確保できない要因はさらに細かい部分を申し上げますと、御覧のとおりです。

年度当初も年度途中も、ここ2、3年は年中、南部の13市町が教師不足にならないように登録者を取り合っている状況と言えます。

他市町での勤務を希望していること以外の要因としては、教職員定数が学級編制基準日まで定まらない、急遽の辞退、本採用者の急な退職があります。

年度途中の場合は、必要な職種や教科の臨任の登録者が残っていないことも珍しくありません。

5ページを御覧ください。このような状況ではありますが、本市では臨時的任用教員の確保、また、教師を志す学生の育成に向けて、御覧のような取組を行っています。

まず、①次世代長期教員養成プログラム「TEST」という戸田市学校インターンによる学生の受け入れ、②共栄大学から学生ボランティアの受け入れ、③埼玉大学学校フィールドスタディの受け入れ、④Teach for Japanからは今年度も3名を受け入れております。

その他、⑤戸田市の教育の魅力などの情報発信（SNS等）、⑥次年度

の募集を各大学に送付、⑦県教育委員会や大学等からの情報収集、⑧県教育委員会に臨時免許発行の依頼、⑨臨任希望者との面接での戸田市のPRを行っています。

6ページを御覧ください。優れた教員の確保に向けた国や県の対応についてです。

現在国では、優れた教員の確保に向けて、採用選考試験の早期化・複線化についての検討を始めています。

また県では、次世代の埼玉を担う優れた教員を確保し、教職の魅力を大学生に伝え、将来埼玉の教育を担う教員として活躍できるための資質・能力を育成することを目的として「彩の国かがやき教師塾」を実施しています。なお、本市では現在、将来の活躍に期待を込めまして、ベーシックコースの3名を受け入れております。

7ページを御覧ください。

はじめに教員免許制度の概要についてお話しします。まず、一般的なものとして普通免許状です。専修、一種、二種とありますが、指導可能な範囲に違いはありません。

臨時免許状は普通免許状保持者を採用することができない場合に例外的に授与されるものです。本市では特に小学校の臨任が不足しているため、中学校の普通免許状所持者と面接する際に、小学校での勤務希望があるかどうかの意思確認を行っています。希望がある場合には、県教委宛に臨時免許状の発行を申請してもらい、小学校に「助教諭」として勤務してもらいます。現在十数名が助教諭として市内の小学校に勤務しております。

続いて特別免許状です。特別免許状は優れた知識・経験を有する社会人等を教員として迎え入れる制度です。教育職員検定に合格することで、免許状が授与され、学校で働くことができます。

8ページを御覧ください。特別免許状の発行数の推移です。教師不足の現状やこれからの時代を生きる児童生徒の育成を考えれば、学級経営や生徒指導等オールラウンドに何でもできる教師ばかりでなく、特定の分野に秀でた人材に教育現場で活躍してもらうことも有効で

	<p>あると考えますが、埼玉県内の公立小中学校ではこの制度はほとんど活用されておらず、令和3年度は小学校0、中学校3と極少数という現状となっております。</p> <p>現在の状況を考えれば、教師不足の解消にはしばらく時間を要すると考えられます。国や県の取組により、教師を志望する学生等が増えることに期待を持ちつつ、市としても臨時的任用教員の確保に努めてまいります。説明は以上でございます。</p>
委員	<p>ありがとうございます。</p> <p>教師の確保について、御苦勞、御努力なさっていることが良く分かります。こういった問題では、長時間の残業や給与体系といったことも課題かと思いますが、「労働環境が芳しくない」といったイメージが先行してしまうと、教職につくことをネガティブに捉える若い人たちもいるのかなとも思います。</p> <p>訪問等で市内の学校現場を拝見すると、以前と比べて労働環境は改善している印象を受けますが、実際はいかがですか。</p>
事務局	<p>県の状況との比較でも、本市は「働き方改革」がかなり進んでいる自治体です。実際に、県から本市の取り組みについてヒアリングされるといったこともあります。その一方、中学校の部活動指導等で未だ長時間の残業をしている教師がいる実態もありますので、学校とも連携しながら、今後も引き続き改善を図っていきたいと考えています。</p>
委員	<p>部活動の指導については外部委託の話も出てきているので、今後、改善していくのではと思います。そういった部分はアピールできる点であると感じますので、引き続き進めていただければと思います。</p>
委員	<p>若い世代では産休等を取得されることも多いと思います。取得する側からすると、多忙な業務の中長期休暇をとることに、申し訳なさや肩身の狭さを感じることもあるかと思います。</p> <p>教師不足という大変な状況ではありますが、育児等に係る休暇を取</p>

	<p>得しやすい職場の雰囲気作りも、引き続き進めていただきたいと思います。</p> <p>資料にある特別免許制度ですが、「特別免許状」について、もう少し詳しくお伺いしたいと思います。優れた知識経験を有する社会人というのは、こういった方を指すのでしょうか。</p>
事務局	<p>特別免許制度自体、県内であまり活用が進んでいません。説明で申し上げた公立中学校の3件はすべてさいたま市の学校で、3件とも英語を担当する教員です。英語という教科の特殊性とといいますか、教員免許を持っていなくても英語に堪能な方は一般にいらっしゃいますので、そうした部分が、優れた知識経験を持っていると判断されたのではと思います。</p> <p>さいたま市は政令指定都市であるので、さいたま市の推薦を受け、さいたま市の試験に合格すれば、特別免許状が発行されます。しかし、小規模な自治体で同じことができるのかということ、教師の定数といったことも含め、難しさはあります。</p>
委員	<p>その方たちというのは、自ら手を挙げて入ってくるのでしょうか、それともお願いして入っていただくのでしょうか。</p>
事務局	<p>どちらもあると思いますが、基本的には「この方をお願いしたい」という自治体からの推薦といった形が多いのではないかと思います。</p>
教育長	<p>埼玉県教育委員会では、さいたま市を除き、現在まで、特別免許を公立の小中学校で発行したことはありません。</p> <p>国は、昭和63年にこの制度が発足して以来、多様な専門性のある教師を積極的に登用していこうという方針のもと、制度活用を推進しています。</p> <p>任命権者の側からすると、採用することでその人数が教員定数のうちに数えられるため、専門性というものより、その人物が担任を担えるかどうか優先事項となります。そうしたことからニーズがあまりないという理由で、この制度の普及が進まないのではという御意見も</p>

	<p>あります。</p> <p>しかし、重視すべきは普通免許との同等性でなく、多様な専門性を有する職員を採用し、そうした人材をいかに学校現場で活用していくかです。そこを起点に考えていくという、任命権者側の発想の転換が必要であろうと思います。</p>
委員	<p>様々な御努力をされていても「臨任教員を県内の市町村で取り合っているような状況」ということですが、市内で知り合い等を探したりすることもあるのですか。</p>
事務局	<p>校長の知り合いを御紹介いただいたり、教員免許を持っていて現在は教師をされていない方を探して、お声がけさせていただいたりしています。</p>
委員	<p>「人がいない中で人を見つけなければならない」という状況は大変苦しいと思いますが、引き続きお願いできればと思います。</p>
委員	<p>学生の教育実習は母校に行くことが多いのですか。</p>
事務局	<p>そういった場合もありますし、学校によっては、それぞれの自治体と繋がりを持っていることも多いので、その場合は、繋がりのある自治体が受け入れることもあります。</p>
委員	<p>かつては、教育担当の教師が学生の研修先を苦労して探す、それも仕事のひとつとなっていたものです。積極的にそういった実習を受け入れて、戸田の教育をPRというか浸透させ、学生のみならず学んでいる子供たちにも、潜在的に「戸田市で教師になろう」といった意識を植え付けていくといったことも、長い目で見れば教師を増やしていくということに繋がるのかなと思います。ぜひ、実習生を多く受け入れていただきたいと思います。</p> <p>教師の道に進むということは、多くの難しい課題を乗り越えていく必要があると思いますが、それを理解した上でなお「教師になろう」という熱意のある学生は、今も多数いるのでしょうか。過去と比べる</p>

	とどうなのでしょう。
事務局	倍率の下がっている現状はありますが、熱意のある学生は今もおります。
委員	給与面も影響しているのでしょうか。水準が高ければ、教師を目指す学生も増えるのではないですか。
教育長	<p>資料の5ページにある4つの取り組みは、他自治体であまり実施していないものです。特に、4つ目の連携については、関東地区では本市のみで実施していますし、1つ目についても、実施にあたっては本市が核となっているといったように、他ではないようなことに取り組んでいます。</p> <p>教育実習については依頼があれば拒みませんが、積極的に受け入れることはしていません。受け入れ側にとっては実習生の評価作成等、業務上の負担が増えるということがあります。それに対しボランティアやインターンは、行く側の学生は教育現場で実践的な体験ができる、一方、受け入れ側である学校は、負担を増やすことなく手を増やすことができるといったように、双方にメリットがあります。そうしたことから本市では、教育実習より、ボランティアやインターンをメインに受け入れを行っています。</p> <p>「教師不足」に対しお話したような様々な取り組みを行っていますが、市レベルでは対応しきれない現状があります。また、教師の給与面の改善については、将来的な法律の改正を見据え、協議をスタートさせようといった国の動きはあります。来春頃、文部科学省（以下、「文科省」とする。）が実施する「教員勤務実態調査」の結果が公開されますので、その結果も踏まえながら、対応していくことになるのだらうと思います。</p> <p>一方で、「給料が上がったから、希望者は増える」と一概には言い切れないという御意見もあります。労働環境もそうですが、学校への要望対応等で現場が疲弊してしまうという情報が流布していること</p>

	<p>も、教師のなり手が減少している要因の一つとして挙げられています。</p> <p>働き方改革も推進していかななくてはなりませんし、教師の仕事に対し、やりがいを持たせることも大切です。様々な要因があり、「抜本的な対策」を提示することは困難です。一朝一夕で解決できる問題ではないだろうと思います。</p>
委 員	特になし。
教 育 長	<p>では、以上で教育委員提案①は終了いたします。</p> <p>つづきまして、浜田委員から御提案のありました「教育委員提案② いじめを起こさないための学校づくりについて」事務局より説明願います。</p>
事 務 局	<p>続きまして9ページから御覧ください。浜田委員から御提案の「いじめをおこさないための学校づくりについて」を御説明いたします。</p> <p>10ページを御覧ください。</p> <p>本市では、平成29年度から重点施策として、戸田市いじめ根絶「ピースプロジェクト」をスタートさせ、今年度は6年目となりました。このピースプロジェクトは、一人一人 (Piece) のよさや違いを認め合い、いじめのない笑顔かがやく平和 (Peace) な学校にするために、自分ができることは何かを考え、実行するプロジェクトを意味しています。</p> <p>各学校での学校いじめ防止基本方針の周知、いじめに関する題材を取り上げる道徳の授業の年間計画への位置づけ、「いじめ撲滅強調月間」「児童会・生徒会主体のいじめ防止の取組」「教職員向け研修」という一連の取組を推進し、いじめをしない、させない、許さない風土づくりに努めています。特に、この11月は戸田市いじめ撲滅強調月間として、各学校で重点的に取組を進めています。</p> <p>それぞれについて詳しく御説明いたします。11ページを御覧ください。</p> <p>国のいじめ防止対策推進法の施行にあわせ、本市では、平成26年</p>

度に「戸田市いじめ防止基本方針」を策定いたしました。それに基づき各学校においても「学校いじめ防止基本方針」を作成し、毎年、児童生徒、家庭、地域、関係機関への周知を徹底することとしております。

特に、各学校には校長会議や生徒指導委員会の機会を捉えて、ここにあります「いじめの定義」の周知徹底についてお願いしております。現在の定義はそこにあるとおりですが、いじめられた側が心身の苦痛を感じれば、いじめとなります。つまり、友達関係のトラブルの多くはいじめの疑い、可能性があるとの視点を教師側が持つことが重要となります。しかしながら、以前の定義では、「いじめ」とは、「自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの。」となっていて、特に中堅、ベテランの教師の中には、未だにこの定義のイメージが残っている方もいることから、毎年毎年の定義の確認を依頼しているところです。このことにつきましては、本市で令和2年に起こったいじめ重大事態の調査の中でも調査委員長から、正しい認識に基づくいじめの認知について厳しく御指摘をいただいております、担当課としても大変重く受け止めて、改善に努めております。

12ページを御覧ください。

いじめ問題の深刻化を防ぐために、相談体制の充実を図り、いじめ問題の未然防止、早期発見、早期対応にも努めております。その中の一つが、令和元年度から実施しているSNS相談です。全児童生徒を対象に、今年度も夏休み前の7月15日から開設しています。

13ページを御覧ください。

こちらはその案内チラシになります。LINEやTwitterのQRコードから相談窓口に入ります。個人名は入力しないことで、対面での面談に抵抗感のある子どもでも安心して相談できるようにしております。心理士等の資格を持ったカウンセラーが相談に対応し、いじめに限らず子供たちの様々な悩みや相談について丁寧に聞き取っていただいております。多くの子供たちは、カウンセラーと何度かやりとりをする中

で、自己解決をしたり、改めて学校に相談しようとしたりしています。

13ページを御覧ください。

こちらは今年度の教育相談体制となります。いじめ問題だけではございませんが「切れ目のない支援」や「きめ細やかな支援」につなげていくために、一人一人の多様なニーズに応じた教育相談体制の充実が重要となります。戸ヶ崎教育長の就任前は、右上の中学校の県費のみのスクールカウンセラーとさわやか相談員、ボランティア相談員、右下の日本語指導員と左真ん中の教育心理専門員だけでしたが、教育長の熱い思いから、年々充実してきました。今年度は、ピンクの新規の記載がありますが、教育委員の皆様にも前回視察いただいた「ぱれっとルーム」配置のスクールサポーターや埼玉県教委と連携設置の生徒支援教室「いっぽ」、また前回画面を御覧いただきましたシェア型オンライン教育支援センター「room-K」が新たに加わりました。ぱれっとルームのスクールサポーターにつきましては11月1日から市内全小学校に拡充しています。

次に、15ページを御覧ください。

いじめの未然防止や早期発見、早期対応において重要なのは、教職員の役割です。教職員の対応力向上を目指して様々な研修会を実施しております。

教育委員会ロイヤー研修は、令和2年度から各学校で実施している、弁護士と連携した校内研修です。この研修は、「いじめ」をはじめとした学校の様々な場面における、生徒指導や保護者対応の充実を図るため、教職員のコンプライアンス意識や法的知識の向上に資するものです。他の自治体では、教育行政と弁護士の連携については、実際に発生した事案への対処に重点が置かれることが多いようですが、本市では、トラブルの発生や拡大を未然に防止するべく、教育分野の専門性を有する弁護士に講師を依頼し、学校で研修会を実施しています。今年度は、8月から9校が研修会を予定し、この3年間で小中の18校すべての学校で研修会を行う計画となっています。

また、これとは別に右上に記載がありますが、これまでに本市でも

いじめ重大事態が起きており、法に基づいた適切な初期対応が求められていることを踏まえ、昨年度、市内全中学校で弁護士である戸田市いじめ問題調査委員会委員長を講師にお招きし、研修会を実施しました。研修の内容は、先生方に、被害生徒、加害生徒への聴取、学年主任への報告、事実認定・方針の決定、管理職への報告、被害生徒、加害生徒への指導という流れをロールプレイングで行っていただきました。ズレを生まない正確な聴取、適切な方針の決定、適切な報告のために必要な点や日頃の指導の改善点を考えてもらう実践的な機会といたしました。各学校では研修内容を生かし、法的観点から組織的な対応の在り方を見直し、各教員、学校としての対応力向上に努めています。

下段真ん中は、平成28年度から、健康福祉部と連携して行っている「ゲートキーパー研修会」です。これは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な支援や対応をすることができる人材育成のための研修会となっております。今年度の研修会は、7月に聖マリアンナ医科大学から講師をお招きし、オンラインによって開催し、市内小・中学校教員とこども健やか部、健康福祉部の職員の方々の約44名を対象に、講演をいただきました。

右下のCAP研修は、チャイルド・アサルト・プリベンションのそれぞれの頭文字をとった、子供への暴力防止プログラムになります。NPO法人CAPクレヨンの職員の方々に、市内各小中学校の生徒指導や教育相談、養護教諭等へ研修を実施していただいております。平成19年より実施を始め、今年度で16年連続して実施しています。教職員への研修としては、教職員ワークショップを実施しておりますが、一部子どもワークショップの内容も実施してもらっています。最近では、学校で児童虐待の対応を求められる機会が増えていますので、参加された先生方からは、前向きな感想をいただいております。

教育委員会ロイヤー研修会につきましては、オンラインで実施しておりますので、ぜひ、教育委員の皆様にも御参加いただけましたら幸いです。

16ページを御覧ください。

冒頭でも触れましたが、11月は戸田市いじめ撲滅強調月間です。この時期に合わせて各学校でいじめ撲滅に向けた取組を重点的に行っています。そのポスターは、市内全小・中学校や学童保育室、公民館等に掲示し、意識高揚を図っています。

17ページを御覧ください。

各学校のいじめ根絶にむけた取組です。

一番上の記載と右側の画像にあります学校生活アンケートは、毎年5月に中学校1、2年生対象で行っている学校生活や友達関係、家庭の様子に関するアンケートで、今年度から1人1台端末を活用したCBT化することでより迅速に要配慮生徒について教育センターの心理専門員が分析し学校へフィードバックできるようになりました。その結果を基に、面談や継続的な見届けを行っています。同様に、全小中学校では、真ん中にありますいじめに関する心のアンケートを年複数回行い、いじめの早期発見早期対応に努めています。

一番下の「いじめ撲滅ティッシュ」配布活動については、令和元年度までは、チーム戸田市でいじめ根絶に向けて、保護者や地域の皆さんへさらなる啓発をしていくために戸田駅、北戸田駅、戸田公園駅の3カ所でティッシュの配布をしていました。

ここ3年は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、駅頭での配布は行わず、市内小・中学校の全児童生徒に対してティッシュを配布しています

18ページと19ページは、令和3年度の小学校と中学校の取組事例です。

小学校では運営委員会によるいじめ撲滅動画の作成や全クラスによるスローガンの発表、児童会による掲示物の作成などがあります。また、中学校ではレクリエーションの工夫や標語や思いやりのある言葉集めなど、がありました。

どの学校でも子供主体の活動となるように工夫されています。

20ページを御覧ください。

	<p>最後に、この「戸田市スマイルプラン」いじめ根絶授業18は、年2回、学級づくりに重要な年度当初の4・5月と、戸田市いじめ撲滅強調月間にあわせた11月に、いじめ防止に関する題材を扱った道徳の授業を実施するものです。年に2回と義務教育9年間により、児童生徒が最大で18回いじめ防止に関する道徳の授業を受けることになるため、このような名称にしてあります。もちろんこの18回の授業だけでいじめがなくなるわけでありませぬ。全教育活動を通じて計画的、発展的に道徳性を養っていくことが重要です。</p> <p>21ページを御覧ください。</p> <p>戸田市内すべての学校が共通して、計画的に実施できるよう道徳の年間指導計画にこのいじめ根絶授業を位置付けてあります。どの学校でも、コロナ禍にあってもICTを活用することで、いじめについて議論し、考えを深める授業を行っております。</p> <p>以上、様々な取組について御説明いたしました。これをやればいじめは起こらないというものはありません。常々、戸ヶ崎教育長が申しておりますが、「いじめは、どの子供にも、どの学校にも起こりうる」ではなく、「いじめはどの学校でも起こっている」という強い危機感のもと、学校、地域、行政など関係者が一体となった継続的な取組が重要であると捉えています。引き続き、全ての児童生徒をいじめに向かわせることなく、豊かな人間関係を構築し、いじめを生まない土壌づくりに、教育委員会として努めてまいります。</p>
<p>委員</p>	<p>充実した対応をとっていただいているのですね。相談機関の多様さにも驚きました。いじめを受けてしまった子供に、「相談しても何の解決にもならなかった」という絶望感を持たせることは絶対にあってはならないと思いますので、相談しやすいところに相談できる、このような体制を築いていただいていることは、非常にありがたいと思います。今後もさらに、相談しやすい環境づくりを進めていただきたいと思います。</p> <p>やっている側は「いじめている」という認識がなくても、されてい</p>

	<p>る側が「つらい」、「いじめられている」と感じているケースは多いと思います。今回の御説明の中で、それはもう「いじめ」であり、それが定義であるということもお伺いできて、とても安心しました。やられた子供が、「いやだ」と素直に口に出せる環境が必要ですし、そう言われて、相手が嫌がっているという事実をきちんと受け入れ、やめることのできる子供を育てるということも大切であると感じます。</p> <p>いじめを受けた人の気持ちを考えるとといった授業もあるかと思いますが、話だけでは子供は想像しづらいかとも思います。例えば、トラブルにならない程度にロールプレイなどを織り交ぜながら進めていくことも、一つではないかと感じます。</p>
事務局	<p>やっている側に「いじめている」自覚がないというケースは、小学校、中学校とも多いと思います。そこに、いかに早く教師が気付くかということや、周りの子供たちが事実気付いて声を上げることがいじめ撲滅の第一歩であると思いますので、学校、教育委員会で連携しながら、引き続きそうした環境づくりに努めていきたいと考えています。</p>
委員	<p>これだけたくさんの方のことが実践されていることが驚きです。いじめをしている子供本人が問題を抱えていることもあるかもしれません。ただ、相手が「いじめられている」と思っても自分はそう思っていない状況を変えるには、集団の中で「そういうことはだめだ」ということを言い続けていくしかないのだろうと思います。どんなに小さな芽でもいい加減に見過ごさず、きちんと一つ一つ解決していく方法しかないと思います。</p> <p>相談する場所もある、SNSでも発信している、様々なことをされていて、効果は十分出ているだろうと思います。ただ、どれだけの策を講じて、いじめは起こってしまうことがあります。教師、子供も含めて皆で周りを見て、そうした事実があった時、すぐに気付くことができるような体制を整えていただければと思います。</p>

委 員	<p>16ページにある写真ですが、これは右と左、2枚ともいじめ撲滅強化月間のポスターの写真ですか。</p>
事 務 局	<p>ポスターは左側のみで、右側のものは配布ティッシュの中に入っている小さな紙のものとなります。ポスターについては、市内各校に掲示等しております。</p>
委 員	<p>ポスターにも、配布ティッシュの紙にあるQRコードの記載があっても良いかもしれませんね。</p> <p>子供たちにはSNSの相談窓口というのはどういった形で周知されていますか。また、相談件数はどの程度ですか。</p>
事 務 局	<p>SNS相談窓口の周知については、13ページに記載のリーフレットを児童生徒に配布しております。学校ごとにパスワードが変わっています。また、一度配布するだけでは紛失してしまったり、もらったことを忘れてしまったりといったことがありますので、ページ右側にあるカードを、時期をずらして配布するということを実施しています。また、子供たちには「こういうものがあるよ」と、年間をとおして口頭でもお知らせしています。</p> <p>件数につきましては、令和3年度では、130件程度です。始めた時は中学生の方が多かったのですが、ここ数年では小学生、特に女子児童の相談が多い印象です。中身についてはいじめや友達間のトラブルよりも、御家庭内での保護者との関係を悩んでいるといったものが多くなっています。</p>
委 員	<p>親子間のトラブルといった話もニュースなどでよく拝見する印象はあります。相談の内容が多岐にわたる中での御対応は大変かと思いますが、学校とも連携をとりながら、今後も続けていっていただきたいと思います。</p>
事 務 局	<p>寄せられた相談については、学校名と学年、性別はわかりますので、学校でも見届けられるように、早い段階で情報共有等しながら、対応</p>

	<p>していきたいと考えています。</p>
<p>委員</p>	<p>様々なことをされていますね。「目標の数だけ政策はある」という言葉があります。一つ一つ解決していこうとすると、政策はその分増えていきます。なぜ増えるのか。目指すことの本質を捉えていないからなのかもしれません。本質を捉え、抜本的な対策を講じることによって、劇的に改善するかもしれません。</p> <p>先ほどの御説明で「いじめはなくなる」と教育長もおっしゃっているとありました。なくなるから、「ある」前提のもとで、個々のケースに応じて、対策を講じていくということですね。</p> <p>「いじめ」は、そのどちらなのだろう考えた時、悲しいことですが、私も「いじめはなくなる」と思いますし、後者である気がします。とても大変なことですが、起こることを前提に、個別対応をしていくしかないのかもしれないかもしれませんね。</p>
<p>教育長</p>	<p>どれだけ対策をしても、それで十分ということはありません。また、「いじめ重大事態」という言葉について、学校教育関係者だけではなく社会的な理解といった視点でも、実際にどのようなことかという認識は人によって違います。一人の子供に対して、複数の人数で恐喝をしたり、暴力をふるったり等をイメージする人もいれば、どんなに小さいことでも、そう捉えるべきだといった人もいます。周りから見れば友人間のささいなトラブル、いざこざといったようなことでも、それがきっかけで子供が不登校になってしまうような事態となれば、それはもう、「重大事態」として対応していかななくてはなりません。</p> <p>明確なエビデンスに基づく定量化の基準があって、「この基準に達していればいじめであり、重大事態である。」と線引きできればよいのですが、そうではないので、小さいいざこざであってもいじめを前提として捉え、積極的に認知していく必要があります。</p> <p>一方で、そうしたことが加速化していくと、「あの子はすぐにいじめだと騒ぐから、関わるのをやめよう」といった風潮になってしまい、</p>

	<p>人間関係が希薄になっていくことが懸念されます。また、11ページにあるいじめの定義を教師、保護者を含めて全体できちんと理解することが非常に大切ですし、いじめ防止対策推進法そのものを、しっかりと知っていただくことが重要です。本年6月に成立したこども家庭庁設置法及びこども基本法が令和5年4月1日から施行されるに伴い、今後、いじめの案件は教育委員会だけの対応ではなくなる可能性があります。国においては文科省とこども家庭庁、両方の分野の案件となります。自治体においても、そういった流れに備える準備というか、組織の在り方の再検討も含め、能動的に考え、動いていく必要があります。他にはございますか。</p>
委員	特になし。
教育長	<p>では、他になければ、以上で教育委員提案②は終了いたします。</p> <p>続きまして、「報告事項」について申し上げます。本日は「その他」を含めまして7件の報告がございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 令和4年度地方教育行政功労者表彰について ② 戸田市学校運営協議会の委員の辞任等について ③ 教職員事故について ④ 学校経営ルーブリック（仮称）について ⑤ 第46回戸田市公民館まっりの開催について ⑥ 常設展示室における音声ガイド等の導入について ⑦ その他 <p>資料 No. 2に基づいて、秘密会以外の詳細につきまして、各所属長より報告いたします。なお、御質問につきましては、すべての報告が終了したのちに伺います。</p>
事務局	<p>報告事項①令和4年度地方教育行政功労者表彰について報告いたします。</p> <p>地方教育行政功労者表彰は、地方教育行政において、その功労が特に顕著な教育委員会委員、教育長を文部科学大臣が表彰し、その功に報いるとともに地方教育行政の発展に資することを趣旨として実施されるものです。去る、令和4年10月27日に、文部科学省講堂に</p>

	<p>て、戸ヶ崎 勤 教育長が、文部科学大臣から表彰されましたので報告いたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>報告事項④「学校経営ルーブリック（仮称）」について御説明します。4ページ下段を御覧ください。本年7月の教育政策シンクタンクアドバイザーボードにおいて、授業・生徒指導を科学することに加え、学校経営を科学するという視点を示したことを踏まえ、今週11月14日のアドバイザーボードで議論の材料を提示するものとしてこの資料を紹介しています。</p> <p>5ページ上段を御覧ください。学校を取り巻く課題が多様化・複雑化する中で、学校管理職のリーダーシップが、教育改革・学校改革の成否を握る重要な要素になっています。また、本年の法改正により、いわゆる教員免許更新制が発展的に解消され、教員研修の履歴を蓄積する仕組みが創設されましたが、これを指導と管理ではなく、対話と奨励の仕組みにしていく上でもリーダーシップが重要です。国が策定した指針でも、マネジメント能力に加え、アセスメントやファシリテーションの重要性が謳われています。人事管理の観点からは、任命権者である都道府県教育委員会が指標を策定することになりますが、より学校現場に近い本市としては、現在、教師の授業改善のために活用しているアクティブ・ラーニング指導用ルーブリックのような、学校管理職にとって日々の学校経営の実践を振り返るための視点をまとめたいと考えています。またその際、学校現場からの意見を丁寧に聴くとともに、逐次改善を重ねていきたいと思えます。</p> <p>下段を御覧ください、これに向けて、まず、市内全小中学校の校長、そして一部教頭から、学校経営に当たり重視している視点、学校経営上感じている課題、今後必要と考えるスキルや悩み事、について個別にヒアリングを行いました。その概要がこちらになります。いただいた御意見を、赤は学校経営全般、青は教育指導、緑は人材育成、橙は外部との連携、その他は紫と色分けして示しています。赤や緑、紫は一般企業のリーダーシップにも通じる部分がある一方、青や橙は学校に固有の側面もあると言えます。色ごとにいくつかピックアップしま</p>

すが、一番下左側、赤の学校経営でビジョンを持ち、自分の言葉で教職員に伝え、納得解を得ること。一番上左側にいきまして緑の人材育成では教職員が主体的に考え、行動できるような働き掛け。その2つ下の中段、自分で気付くような機会を与えたいが、もどかしさもあるといった声もありました。橙の外部連携では上から2段目の一番右側で、変えるのは内部だが、外部からそのための刺激やキッカケをもらうことも重要であること。その他では、上から2段目の左側、「今までやってきたから」ということに対して疑いを持つことが挙げられています。

6ページ上段を御覧ください。一番下から2つ目の段左側、学校経営では市や国が新しい方針を出したからやる、となると疲れてしまうので、先を読んで実践する、それに政策が追いつくように進めていること、青の教育指導では一番下の段左側、子供を真ん中に置いた教育活動や、その右で子供の小さなSOSを見逃さないこと、緑の人材育成では上から2段目の真ん中で、様々な子供達がいる中で、教員が自分の理想とする学級という箱に押し込めないことが重要であること、そしてその1つ下、荒れた学校を知っている先生には、まず席につかせる、先生の話聞かせるといった意識が残っているが今の時代に適応する必要があること。外部連携では一番上段の左側、家庭や地域からの理解で助かっている反面、その右にあるとおり、いかにその自走や活性化を図っていくかという課題も見えました。紫その他として、さらに右にいきまして、学校経営について、引いた目線で対話やアドバイス出来る方がいると有難いということもありました。

下段を御覧ください。上から3段目真ん中、暗黙のルールで動いていた部分について、人事異動により教員が変わっても、大切にしていたことが持続できる学校にしていく必要性。さらにはその1つ下の段左側、先生方から子供に還元ではなく、どんな子供達であってほしいか、そのために何が必要か、がまず最初にあるべきということ。人材育成では一番左上で先生方が自分事として受け取ってもらう時間を取ったり、教職員にやりがいを持たせて主体的に動いていける人材育

成のスキルの必要性。さらには一番右下のとおり、スキルやルーブリックも、時代に応じたものが考えられるという御意見がありました。

7ページをご御覧ください。こちらでも学校経営で、一番左上にあるように見通し、ゴール、ビジョンの共有が鍵で、そのための組織づくりも重要。また、その2つ下、職員室を心理的に安全な場としていくこと。教育指導面では、1つ右にいきまして、ICTを上手く使っているように見えるが、「活動あって学びなし」になっていないか、管理職も教科指導のアップデートが必要。また一番左下にある、子供達が将来身に付けるべきコンピテンシーを意識すること。人材育成面では、上から2段目真ん中、学習指導要領が教室に中々入らないと言われる中で、課題をどう本人に気付いてもらうサポートをするか。その他では、その段の左側の「経験、勘、気合」の3Kから脱却し、右側にあるように校長自身が成長して学んで変わっていく必要も挙げられました。

下段を御覧ください。最後に、上から2段目の左側、学校教育目標を目指す子供達の姿を踏まえて更新することや、その1つ下、教科等横断的な視点で授業を創ることで授業力の向上、生徒へ還元すること。1つ右にいきまして、新しいことが好きな職員の授業を見てもらうことで横展開を図ること。外部連携では、一番左上、教員がもっと学校の外に目を向ける必要があること、さらに、一番右下のところで、学習指導要領が出来てもう次を見ている、のは戸田ならではの感覚である一方、管理職も新たな知識習得や情報活用能力が課題といった御意見がありました。以上がルーブリック策定の材料となるものであり、これらを踏まえながら、視点を構造化してまとめていきたいと考えています。

ここからは参考資料ですが、例えば9ページ下段で、スクールリーダーが、子供達の学習に直接ではなく、教員の指導と学校組織という2つを媒介として間接的に影響を及ぼすことや、11ページ上段で、児童生徒の学力向上と正の相関のある21の責務がリサーチで挙げられており、校長会でも自分の強み弱みの分析に使っていただきたい

	<p>という話をしています。さらに、15ページ下段にあるように、いわゆるヒーロー的な強いリーダー像から脱却する必要があるのではないか。16ページ上段も同様ですが、こうしたことについて、学校管理職への研修等で落とし込みを図っているところです。説明は以上になります。</p>
<p>事務局</p>	<p>報告事項⑤の第46回戸田市公民館まつりについて、報告いたします。</p> <p>公民館まつりは、11月26日（土）から12月11日（日）までの3週にわたり、市内3つの公民館で順次開催いたします。</p> <p>新型コロナウイルスの影響で、2年前は中止、去年はオンライン開催となったため、3年ぶりの対面での開催となります。</p> <p>主催は各公民館の育成サークルの代表者からなる、戸田市公民館まつり実行委員会です。</p> <p>1週目は、下戸田公民館で11月26日（土）・27日（日）、2週目は、美笹公民館で12月4日（日）、3週目は、新曽公民館で12月11日（日）に開催予定です。</p> <p>時間は、いずれも午前10時から午後3時です。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を行いつつ、各公民館のサークル活動の成果に関する展示、発表を中心に行います。</p> <p>資料3ページ、4ページの下戸田公民館では、いこいの室、体育室や音楽室を利用した公民館講座の公開レッスン、また、巾着やカバン、陶芸作品等の展示販売、子ども達を対象にした人形劇の公演などを行います。</p> <p>資料5ページから8ページ的美笹公民館では、絵手紙体験や彩湖自然学習センターの展示・体験のほか、戸田市水と緑の公社と連携し、10月に制定された市の鳥「カワセミ」を取り上げたクイズ体験、図書館の「美笹のおはなし会」を実施します。</p> <p>資料9ページ、10ページの新曽公民館では、ホールでのカラオケサークルの歌謡曲発表や女声コーラスサークルの合唱、ロビーや第1会議室等で生け花や藍染め等の作品展示を実施いたします。</p>

	<p>各館のサークルの方たちが待ちに待った発表の場となります。教育委員の皆様におかれましても、御覧覧いただければ幸いです。報告は、以上でございます。</p>
事務局	<p>資料18ページの報告事項⑥、「常設展示室における音声ガイド等の導入について」報告いたします。</p> <p>まず、導入の経緯としましては、本年1月に、文教・建設常任委員会から、「郷土博物館は、視覚障害者への音声案内の導入など、少数派のニーズにも配慮した施設運営を検討すること」との要望がありました。</p> <p>また、令和5年4月から施行される、博物館法の一部改正の中でも、博物館資料のデジタル化への取組が明記されるなど、博物館に求められる役割が多様化・高度化しております。</p> <p>これらを踏まえた上で、今回ご報告するのは、その一つの取組として、常設展示室における音声ガイド等の導入になります。</p> <p>無料のアプリである「ポケット学芸員」は、博物館・美術館など、全国で約140施設が参加しております。</p> <p>主な機能としては、展示資料の解説文の表示や音声案内、動画などを楽しむことができます。</p> <p>利用方法については、郷土博物館に来館され、ご自身のスマホやタブレットにアプリをインストールし、実物の展示物の前で、アプリを開き、解説文を読んだり、音声ガイドを聞くことで、更なる理解が深まることが期待されます。</p> <p>利用対象者は視覚障害者に限らず、子どもから大人まで、全ての世代にご利用頂きたいと考えております。</p> <p>常設展示室内は無料Wi-Fi環境も整っていますので、アプリを使う際のインターネットの通信費用は発生しません。</p> <p>また、郷土博物館に足を運ばなくても、ご自宅でも、このアプリを開いて、本市を含め、約140施設の展示内容も見ることができます。</p> <p>アプリをきっかけに、郷土博物館に来館して、実物を御覧頂ければと考えております。</p>

	<p>なお、アプリのデータ作成は、業者への委託ではなく、市職員自らが写真撮影、解説文を作成しております。</p> <p>現在、音声ガイドでご案内している展示資料は9点ほどですが、今後、対象資料を増やしていく予定でございます。</p> <p>委員の皆様方におかれましても、お時間がありましたら、アプリを登録し、御覧頂ければ幸いです。説明は以上でございます。</p>
教 育 長	次に⑦その他ですが、事務局より何かございますか。
事 務 局	特になし。
教 育 長	以上で、「報告事項」が終わりました。何か御質問等がありましたら伺います。
委 員	特になし。
教 育 長	報告事項④については、今後さらに発展させて、戸田市に限らず、より多くの人たちからヒアリングできるとよいですね。
事 務 局	ヒアリングをさせていただく前提条件として、心理的安全性が確保されているというか信頼関係が成り立っているということが必要であると思いますし、そういった関係性がなければ、本音を引き出すことは難しいのかなと感じます。簡単にはいかないかもしれませんが、そこが担保されるのであれば、対象を広げていくことは考えていけるかと思います。
委 員	<p>学校版のリーダーシップ論といえるものですね。今回は限られた時間での御報告ということでしたが、もっと詳しく時間をかけてお伺いしたいと思いました。</p> <p>9ページにあるスクールリーダーの重要性の部分で、構造のイメージを図示していただいているのがとても分かりやすかったので、全体の中身もこのように図式化していただければ、さらに分かりやすく、腑に落ちるのではないかと感じました。</p>

教育長	<p>ありがとうございます。今後さらによいものにしていければと思いますし、その際には、改めて御説明させていただきたいと思います。</p> <p>報告事項⑥については、非常に先進的な取り組みです。国レベルでは導入されていますが、他の地方自治体ではあまり実施していません。「こういったことをやっています。」と積極的に周知していくことが大切だと思いますので、進めていっていただきたいです。</p>
委員	<p>こういったものは、ぜひ学校の授業で活用していただきたいですね。</p>
事務局	<p>小学校3年生、6年生で博物館を訪問する機会がありますので、そういった際には大いに活用できるかと思います。学校で使用しているchromebookでもQRコードは読み込めますし、アプリをインストールすることもできます。学校と連携しながら、活用方法等考えていきたいと思います。</p>
教育長	<p>他にはございますか。</p>
委員	<p>特になし。</p>
教育長	<p>それでは次に、次第6のその他の「次回の教育委員会の日程（案）」について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>次回、教育委員会定例会の日程ですが、12月15日（木）午前9時30分からの開催について、お伺いいたします。</p>
教育長	<p>次回の教育委員会定例会の日程は、事務局（案）のとおりでよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>了承</p>
教育長	<p>それでは、次回の教育委員会定例会の日程は、事務局（案）のとおり決定いたします。次に、その他ですが、事務局から何かございますか。</p>

事務局	特になし。
教育長	委員の皆様から次回以降の教育委員提案のテーマについて何かございますか。
委員	学校訪問等で端末を使った授業を拝見させていただきますが、体育や美術等の実技教科において、デジタルの活用はどのように行われているのかなと思いました。現在の活用方法や、今後の展望についてお伺いしたいと思います。
教育長	ありがとうございます。他にはいかがですか。
委員	GIGAスクール構想で一人一台端末が配備され、子供たちが積極的に利用している姿を拝見しています。その中でICT支援員という方たちがいると思いますが、戸田市におけるICT支援員の実態と効果的な活用について、お話を伺いできればと思います。
教育長	ありがとうございます。他にはいかがですか。
委員	不登校対策についてお伺いしたいです。以前の教育委員会でも報告事項等でお伺いしていることもありますが、改めて、教育委員提案という形で整理していただいて、御説明いただければと思います。
教育長	ありがとうございます。他にはいかがですか。
委員	学校での性教育の現状をお伺いしたいと思います。ニュース等でも自治体が主体となって取り組んでいるといったことも耳にしますし、低年齢のうちの方が先入観もなく、柔軟に受け入れられるのかなとも思いますので、戸田市における現状と展望をお伺いできればと思います。
教育長	ありがとうございます。 それでは、「報告事項②、③、議案第32号」を議題といたします。秘密会とすることに決定しておりますので、説明員で議案に係る

